ラオス:王子製紙による植林事業と二国間クレジット

国際環境 NGO FoE Japan

王子製紙は世界最大級の製紙企業の一つであり、ラオス、ベトナム、中国、インドネシア、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、ブラジルで合計 240,000ha のプランテーションを経営しています[1]。そして、ラオスで同社が展開しているのが Oji Lao Plantation Forest Co.,Ltd. (LPFL) と Oji South Lao Plantation Forest Co., Ltd. (SLPFL) ですが、これら事業に関しては、土地取得のプロセス、土地取得後の住民への配慮の欠如等の問題が NGO により指摘されていました。

一方、日本政府は気候変動の次期枠組みにおいて、二国間クレジットメカニズムを主張し、その実現のための手段として既に一部の国との対話の実施や実施可能性の調査を実施しており、王子製紙による両事業は、REDD+としてその調査対象に選定されました。調査は、2010 年から 11 年にかけて実施されたものの、結局、植林及び REDD+に対するラオス政府見解では、LPFL 及び SLPFL は択伐ではなくクリアカットであること等の理由で、結局同事業は REDD+としても認められておらず、従って二国間クレジットの対象にはなっていません。また、同事業は、現地の住民への配慮が適切になされているとは言えず、このような事業が実施可能性調査の対象となっていることから、今後、日本による二国間クレジットが実施された場合のクレジットの質が懸念されます。

1. 事業の背景

王子製紙は、「地球温暖化」、「地域に根差した植林活動」として海外植林を積極的に推進している。ラオスにおける同事業は、その一環である。

2. 事業概要

①場所:

- LPFL:ラオス中部のカムアン県・ボリカム県
- SLPFL:ラオス南部のラオス南部のサバナケット県、サラヴァン県、チャンパサック県、セコン県、アタプー県

②目的:

- LPFL・SLPFL:主目的は製紙原料確保のための木材生産である。また、副次的機能として CO2 固定(地球温暖化防止)、土砂流出　防止等の環境保全、雇用創出が見込まれている[2]。

---

[1] Forest destroyer Oji Paper to carry out REDD feasibility study in Laos
B y Chris Lang, 29th November 2010,
http://www.redd-monitor.org/2010/11/29/forest-destroyer-oji-paper-to-carry-out-redd-feasibility-study-in-laos/

[2] 王子製紙 ラオス・ユーカリ植林及ひハイオマスエネルキーによる CDM 事業化調査, http://gec.jp/gec/JP/Activities/cdm/sympo/2006/sympo06_o3.pdf

③事業実施者、融資・付保機関等[3]:

- **LPFL**:Lao Plantation Holdings limited (LPH)85%、ラオス政府 15%の合弁企業。

  表1:LPH の株主構成

王子製紙(株)	73.33%	(株)リクルート	5.00%
国際紙パルプ商事(株)	5.00%	第一紙業(株)	0.55%
(株)集英社	5.00%	(株)サトー	0.28%
(株)商船三井	5.00%	シーズクリエイト(株)	0.28%
(株)千趣会	5.00%	(株)日本通信教育連盟	0.28%
		マルマン(株)	0.28%

- SLPFL:Oji Paper Co., Ltd が 100%資本の会社[4]。

④事業内容

- LPFL

概要	カムアン県・ボリカム県にユーカリおよびアカシアを植栽し、50,000ha の植林地をつくる計画。伐採後には萌芽更新・再植林により植林地を維持する予定。[5]	
目的	製紙原料確保のための木材生産 副次的機能：CO2 固定(地球温暖化防止)、土砂流出防止等の環境保全、雇用創出[6]	
方式	種類・規模	種類：ユーカリ、アカシア（早生樹種）[7] 面積：50,000ha（2005-2013 年に渡り、年平均 7,000ha 植栽）[5] 生産量：450,000 BDT(bone dry ton)相当の木材チップ／年[8] ７年ごとに伐採予定[9]
	コンセッション	50 年間、150,000ha（ラオス政府より借地。ラオス政府による出資比率 15%は用地提供による現物出資）[5]
経緯と現状	1997 年、BGA がラオス政府とコンセッション契約を締結。ADB より、「産業植林プロジェクト(ITPP)」により約 US$ 1 million の融資をうけている[10]。1999 年、当時の植林合弁企業である BGA LPFL が設立。2005 年 1～2 月、BGA LPFL を王子製紙が買収し Oji LPFL と社名変更、植林事業開始。 2011 年 7 月時点で、5 万 ha のうち半分程度の植林を実施しており、残りの植林地を探しているが困難な状況にある。7 年の伐期を過ぎているものもあるが、	

[3] ラオス植林事業の共同展開について, 2006 年 1 月 11 日, http://prw.kyodonews.jp/prwfile/release/M000293/200601113590/press/main.html

[4] 王子製紙, http://www.ojipaper.co.jp/english/group/overseas/overseas_15.html

[5] 王子製紙 環境への取り組み, http://www.ojipaper.co.jp/envi/mori/syokurin/lpfl.html

[6] 王子製紙 ラオス・ユーカリ植林及びハイオマスエネルギーによる CDM 事業化調査, http://gec.jp/gec/JP/Activities/cdm/sympo/2006/sympo06_o3.pdf

7王子製紙によるベトナムの植林事業 QPFL では、アカシアのハイブリッド種とユーカリを植樹している。

[8] Oji Paper, 2005/2/28, http://www.ojipaper.co.jp/english/pdf/news_050228.pdf

[9] 千趣会, http://www.senshukai.co.jp/main/top/csr_planting.htm（伐採方法に関する説明）

[10] ローン締結時期は不明

	カムアン県建設予定のチップ工場がまだできておらず、伐採はしていない。 とのこと。

- SLPFL

概要	ラオス南部のサバナケット、サラヴァン、チャンパサック、セコン、アタプー県の計 5 県に合計 30,000ha の植林地をつくり、安定的なチップ供給を行う計画。このうち 5,000ha は農民植林方式を予定。[11]	
目的	製紙原料確保のための木材生産 副次的機能：CO2 固定（地球温暖化防止）、土砂流出防止等の環境保全、雇用創出[12]	
規模	種類・規模	種類：アカシア、ユーカリ [11] 面積： 30,000ha（うち 5,000ha は植林会社が地域住民に苗木を供給し、住民が育てた植林木を買い取る「農民植林」方式）[11]
	コンセッション	40 年間（ラオス政府より借地契約）[11]
経緯と現状	2010 年 2 月、南部における植林事業開始 2011 年 7 月時点では、土地の測量や事業地の選定をしているが、実際の植林はまだ実施していないようである。	

⑤総事業費等：

- LPFL：39,256 千 US＄（2009 年 3 月末現在）[5]
- SLPFL：2,000 千 US$（資本金）

⑥オフセットスキームと段階（CDM、二国間オフセット・クレジット制度、ボランティアオフセット等）：

- 平成 17 年度：LPFL が、CDM/JI 事業調査を平成 17 年度環境省委託事業として採択され、「ラオス・ユーカリ植林及びバイオマスエネルギーによる CDM 事業化調査[13]」を実施。しかし、その後企業側が断念し、CDM 化への動きはみられない。
- 2010 年 11 月～2011 年 3 月：LPFL・SLPFL が、「地球温暖化対策普及等推進事業[14]」として採択され、REDD+に関する F/S 調査が実施されている。以下は、その内容[15]。
  (1) 植林事業による CO2 吸収量、森林の減少・劣化抑制による CO2 排出削減量を計測・報告・検証するための手法の検討、開発
  (2) 地域コミュニティーを対象とする社会貢献活動、雇用創出など地域全体の経済効果評価
  (3) 生物多様性の保全を含む対応策、効果の評価

---

[11] 王子製紙 ニュースリリース, 2010 年 2 月 1 日, http://www.ojipaper.co.jp/release/cgi-bin/back_num.pl5?sele=20100201151243&page_view_selected_=1

[12] 王子製紙 ラオス・ユーカリ植林及びバイオマスエネルギーによる CDM 事業化調査, http://gec.jp/gec/JP/Activities/cdm/sympo/2006/sympo06_o3.pdf

[13] http://gec.jp/main.nsf/cc0545bc7408f27649256b47001a7489/ae28261adb9d159f492576e90042587c/$FILE/%E7%8E%8B%E5%AD%90%E8%A3%BD%E7%B4%99_%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf

[14] 現行の CDM の下では国際的に十分評価がされていない技術も広く対象に含める形で、日本の技術や製品を適切に評価し、その貢献分を日本の排出削減量として換算する事を可能とする二国間、多国間で構築することを目的とした仕組み。

[15] 王子製紙, ニュースリリース 2010 年 10 月 21 日, http://www.ojipaper.co.jp/release/cgi-bin/back_num.pl5?sele=20101021134227&page_view_selected_=1

(4) CO2 クレジット量の試算
(5) 二国間協定による CO2 クレジット移転のためのスキーム構築の検討

⑥クレジット購入者:同事業は CDM になっていないこと、また二国間クレジットメカニズム(BOCM)も 2012 年 3 月現在、制度自体未実施であるため、同事業によるクレジット購入者はない。

3. 事業に関わる問題

- **事業実施国のニーズと政策との不一致**:。2011 年 7 月に実施した王子製紙及びラオス政へのインタビューからは、王子製紙は既にその時点で同事業を REDD+にすることを断念していることが明らかになりました。この背景には、当初王子製紙がラオス政府との合意無しに F/S を実施してしまったこと、またそもそもラオス政府森林局の REDD+担当者が、王子製紙が現在展開している LPFL 及び SLPFL の事業については、クリアカットであることなどから、REDD+として認めないという考えを持っているという事がありました。本来であれば、このようなラオス政府の REDD+に関する政策の方向性は、F/S 実施前に確認するべきでした。
- **地域住民への配慮**:インタビューからは、以下のような住民による事業に関わる意見が聞かれました。
  - ✓ **雇用に関する事前の約束が守られていない**:土地収用方法について村長から、後日雇用があるという話があったものの、一部の村人しか雇用されていないケース、あるいは雇用が(当初 50 年といわれたにも関わらず)一時的だったケース(ポンサーン村)がある
  - ✓ **不適切・不十分な住民への説明**:(BGA が事業者だった時)村の土地を観光地にするので住民にも収入の機会が生まれるとの説明を受けたが、後日、植林事業だったことを住民は知った(ポンサアート村)。
- **住民と企業とのコミュニケーション・ギャップ**:本事業では、事業を巡る多くの点において、住民と企業との間に以下のような認識のギャップが見られます。このような、基本的のギャップから、企業による住民との協議が不十分あるいは適切でないことが伺えます。

住民	企業
仕事が欲しいが、一部の住民しか雇用されていない、あるいは、非常に限定された期間のみの雇用であった。約束と異なる。	人手が足りなくて困っているので、住民側に仕事のニーズがあるのであればありがたい。3-4 年の植林地も下草狩り等の作業が必要である。労力を探しているが、人手が見つかっていなかった。
50$/ha は補償である。全額支払われていない。	50$/ha は CSR として提供しているものである。また、村別に提供しているものでもない。全額支払っている。

- **補償制度の不在**:本事業では、植林地確保のために、大規模な土地収用が行われましたが、土地に対する補償の制度がなく、従って土地の喪失に対する補償が一切住民に支払われていませんし、また代替の土地も提供されていません。提供されるのは、企業の社会貢献費としての 50$/ha のみです。また、この使途については、ラオス政府より「貧しい人々の生活支援」を目的とした事業であることと言う要望に沿ったもの

で、使途は県等に報告をしていると企業は主張しています。ポンサアート村では、実際には、井戸の提供や電気設置がありました。しかし、井戸の提供や電気の設置では、当然、農業や森林に生計手段を依存してきた住民は、以前と同レベルの生活を送ることはできません。実際、今回のインタビューにおいてしばしば聞かれた住民への意見の中には、喪失後に、ようやく土地や森林の価値を認識し、土地を返却してほしいという切実な訴えもありました（ポンサアート村）。

4. まとめ、提案

- 税金の無駄遣い、質が確保されない事業が二国間クレジットメカニズムとして選定されることを回避するため、実施可能性調査の対象案件選定にあたっては、相手国政府のニーズ、政策を考慮して対象を選定すること。
- 経済産業省及び環境省には、JICA が保有しているような環境ガイドラインがなく、二国間クレジットに関する事業の実施可能性調査にはガイドラインが適用されない。二国間クレジットの対象事業を含む、各省庁が実施する海外での事業に関する環境ガイドラインを策定すること。

お問い合わせ　国際環境 NGO FoE Japan
TEL: 03-6907-7217　FAX:03-6907-7219　E-mail: info@foejapan.org
HP: http://www.foejapan.org
＊　本調査事業は平成 23 年度地球環境基金の助成を受けて実施されています。